

定 款 目 次

第1章 総 則

第1条 名 称……………1

第2条 事務所……………1

第2章 目的及び事業

第3条 目 的……………1

第4条 事 業……………1

第3章 会 員

第5条 構成員……………1

第6条 会員の資格の取得 ……1

第7条 経費の負担 ……1

第8条 任意退会 ……1

第9条 除 名……………1

第10条 会員資格の喪失 ……2

第11条 会員資格喪失に伴う
権利及び義務 ……2

第4章 会員総会

第12条 構 成……………2

第13条 権 限……………2

第14条 開 催……………2

第15条 招 集……………2

第16条 議 長……………3

第17条 議決権……………3

第18条 決 議……………3

第19条 議決権の代理行使 ……3

第20条 議事録……………3

第5章 役 員

第21条 役員の設定 ……3

第22条 役員を選任 ……3

第23条 理事の職務及び権限 ……4

第24条 監事の職務及び権限 ……4

第25条 役員の任期……………4

第26条 役員解任……………4

第27条 報酬等……………4

第28条 損害賠償責任の免除…4

第6章 理事会

第29条 構 成……………5

第30条 権 限……………5

第31条 招 集……………5

第32条 議 長……………5

第33条 決 議……………5

第34条 決議の省略……………5

第35条 議事録……………5

第7章 資産及び会計

第36条 事業年度……………5

第37条 事業計画及び収支予算…5

第38条 事業報告及び決算…5

第39条 会計原則等……………6

第40条 剰余金の処分制限…6

第8章 定款の変更及び解散等

第41条 定款の変更……………6

第42条 解 散……………6

第43条 残余財産の帰属…6

第9章 委員会

第44条 委員会……………6

第10章 事務局

第45条 設置等……………6

第46条 顧 問……………7

第11章 公告の方法

第47条 公告の方法……………7

附 則 ……7

一般社団法人電気倶楽部定款

平成24年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人電気倶楽部（以下「本倶楽部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本倶楽部は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本倶楽部は、電気関係事業に関する事業を行い、電気に関する知識の普及等を図り、同事業の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本倶楽部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種公開講演会等の実施
- (2) 電気関係事業施設等の見学会の実施
- (3) 電気関係事業に関する資料の収集及び展示
- (4) 会員相互の親睦に関する会員交流事業及び会報発行等の事業
- (5) 施設の管理運営及び不動産賃貸等の事業
- (6) その他倶楽部の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行う。

第3章 会員

(構成員)

第5条 本倶楽部に次の2種の会員を置く。

(1) 会員

本倶楽部の事業に賛同して入会した個人（以下「個人会員」という。）及び法人又は団体（以下「法人会員」という。）

(2) 特別会員

本倶楽部に特別の功績のあった者で理事会において推薦された者

2 前項の会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本倶楽部の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本倶楽部の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 前7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本倶楽部に対する権利を失い、義務を免れる。

2 本倶楽部は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な財産の処分又は譲受け
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会員総会に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本倶楽部に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1人を常務理事とする。

4 前2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、前3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本倶楽部を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本倶楽部の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本倶楽部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本倶楽部は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本倶楽部に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本倶楽部の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本倶楽部の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本倶楽部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計原則等）

第39条 本倶楽部の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本倶楽部の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

（剰余金の処分制限）

第40条 本倶楽部は、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第41条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 本倶楽部は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 本倶楽部が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

（委員会）

第44条 本倶楽部の事業を推進するため必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

（設置等）

第45条 本倶楽部の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(顧問)

第 46 条 本倶楽部に、顧問 1 名を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任並びに報酬については、理事会において決議する。
- 3 顧問は、理事長及び常務理事の相談に応じて意見を述べる。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本倶楽部の公告は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本倶楽部の最初の代表理事（理事長）は、小島啓示とする。